

社会福祉法制			科目コード	DH4111・ DH4165
単位数	履修方法	配当年次	担当教員	
4	R or SR(講義)	3年以上	菅原 好秀	



※この科目のスクーリングは隔年開講予定です。2023年度の開講後は2025年度開講予定です。

※オンデマンド・スクーリングは2023・2024年度開講予定です。

※2019年度のスクーリングより、スクーリング単位1単位（8コマ）に変更されました。

※科目コード DH4111 2017年度までのスクーリング受講者（スクーリング単位2単位）

DH4165 上記以外の方（スクーリング単位1単位）

科目の概要

■科目の内容

社会福祉法および社会福祉主要法律（児童、老人、障害者関連福祉法）についての理解を目指します。児童福祉法や老人福祉法、身体障害者福祉法等に定める福祉サービスの供受給制度に共通する事項をまとめて規定している社会福祉法の理解を中心に、各種の福祉サービス法が定めているサービスの提供のしくみやサービスの内容について理解をする手順で学んでいただければ、と思います。

なお、社会福祉士・精神保健福祉士の国家試験問題を学問的視点から解説しますので、受験する方はスクーリングの受講をおすすめします。

■到達目標

- 1) 社会福祉法（制度）の体系について説明ができる。
- 2) 社会福祉法を概説できる。
- 3) 社会福祉法以外の主な社会福祉制度について概説ができる。
- 4) 社会福祉法制度の改正動向について説明ができる。
- 5) 社会福祉法制度の係わる判例（裁判所の見解）を検索し、判決文の読解ができる。

■教科書

- 1) 社会福祉法講義ノート（2017年版）
- 2) 河野正輝・増田雅暢・倉田 聡編『社会福祉法入門（第3版）』有斐閣、2015年

（教科書利用上の注意） 近年、福祉関連法規が毎年改正されています。教科書の改訂が追い付かないため、法規の改正を、自身で最新の社会福祉六法やインターネットで調べていただければと思います。

（最近の教科書変更時期） 2017年4月

（スクーリング時の教科書） 上記教科書1)『社会福祉法入門』（有斐閣）を小項目などの細部について活用しますから、持参してください。ただし、以前の教科書『社会福祉サービスと法』を持参でも可とします。

■「卒業までに身につけてほしい力」との関連

とくに「専門的知識」「他者への関心と理解」「社会への関心と理解」「問題解決力」「社会貢献力」を身につけてほしい。

■科目評価基準

レポート評価50%＋スクーリング評価 or 科目修了試験50%

■参考図書

- 1) 菅原好秀著『司法と福祉』建帛社、2023年
- 2) 菅原好秀著『権利擁護と法』建帛社、2022年
- 3) 菅原好秀編著『福祉ライブラリ 福祉法学 第2版』建帛社、2020年
- 4) 菅原好秀著『リスクマネジメントと法』建帛社、2020年

スクーリング

■スクーリングで学んでほしいこと

- 1) 社会福祉は社会権の基本権（人権）です。人権や権利の用語を適切に使用できるようになっていただきたい。また社会福祉法（制）は、「社会福祉の向上・増進」が目的ですから、それと法制度との関連を理解してください。
- 2) 児童や障害者の福祉の例から理解できるように、社会福祉法令改正は頻繁に行われています。どのような方向に制度は改正されていくのか、についてのイメージを習得してください。

■講義内容

回数	テーマ	内容
1	社会権の基本権の法的性格	国際人権規約（A・B）など人権関連宣言の概説、人権又は権利の概念及び用法、社会権の基本権の法的性格（裁判所判例と学説）
2	社会福祉と法	社会福祉の概念と法との関連
3	社会福祉と法	社会福祉法の概要
4	生活保護法の概要	生活保護法、生活困窮者自立支援法、ホームレス自立支援法
5	老人福祉法の概要	国連原則、老人福祉法、介護保険法
6	障害者福祉法の概要	身体・知的・精神（保健）障害者福祉法、障害者総合支援法
7	児童福祉法の概要	児童福祉法、国連宣言や条約、母子寡婦福祉法
8	社会福祉と虐待防止法	社会福祉と児童・障害者・高齢者の各虐待防止法
9	スクーリング試験	

■講義の進め方

原則として、「在宅学習15のポイント」に対応した講義内容を心掛け、判決例を中心とした事例（新聞などの記事）も積極的に活用します。

■スクーリング 評価基準

授業の参加状況（50％）＋スクーリング試験（50％）で評価する。スクーリング試験は教科書・ノート・配付資料の持込可ですが、パソコンや携帯などの電子機器類の持込はできません。

■スクーリング事前学習（学習時間の目安：5～10時間）

教科書を一読しておいてください。また、読解が難しいなどの質疑ができるような事前学習をお願いします。

■スクーリング事後学習（学習時間の目安：20～25時間）

「社会福祉は制度と実践の車の両輪」という意味を確認しておいてください。特に、「社会福祉法（制度）がなければ社会福祉行政はない」ということの意味が取れるようなスクーリングの受講のまとめをしてください。

レポート学習

■在宅学習15のポイント（教科書1）の内容を基に作成しています）

回数	テーマ	学習内容・キーワード	学びのポイント
1	我が国の社会福祉法の動向	平成7年「社会保障勧告」以降、我が国の社会福祉法（制度）は、特に高齢者福祉関連法を中心とした法律改正が急務である。社会福祉法の講義に先立ち、近時の改正法律のいくつかを例に挙げながら、改正の訳と今後の動向について解説する。 キーワード：社会保障と税の一体改革	社会福祉法は、憲法が規定する社会権的基本権の表現の一つである。後述する人権のところでは詳細を述べるが、社会権は当該社会の力量を越えて国民に利益を保障することは出来ない。この理が理解できれば、社会福祉法の今後の動向についての理解を助けてくれることになる。
2	社会福祉と法（総論） 1. 社会福祉と法	社会福祉法は、「社会福祉」と「法」から成り立っている法律科目であるから、先ず“社会福祉”とは何か“法”とは何か、について学習する。 キーワード：社会福祉、法	社会福祉と法との関連を理解し、社会福祉の法体系について学ぶことで、我が国の社会福祉の全容を窺い知る。
3	2. 社会福祉法の歴史① 日本の法の由来	制度は思想と関連し、思想は文化と関係して形成される。我が国の法の歴史を学び、今日の我が国の社会福祉法（特に現行憲法社会権規定）の体系に至る道程を理解する。 キーワード：法学、公法、私法、社会法	今日の社会福祉法体系に至る経過を理解する。契約制度は市民法（私法）の象徴的存在である。“法”という概念そのものの理解が社会福祉法の理解の前提として重要になる。法学の振り返り学習が必要。
4	②社会福祉法の歴史	第1回目の講義内容と併せて、昭和25年、同37年、平成7年の社会保障制度審議会勧告と平成10年のいわゆる社会福祉基礎構造改革などを中心に述べていく。 キーワード：社会保障制度審議会勧告、社会福祉基礎構造改革など	社会福祉基礎構造改革などの一連の改革法、とりわけ平成24年の社会保障と税の一体改革の意味と内容を知り、今後の我が国の社会福祉法の方角を窺い知る。

回数	テーマ	学習内容・キーワード	学びのポイント
5	③ 社会福祉法と社会権的基本権	基本的人権の理解を確認しながら、社会権的基本権さらには社会福祉法体系との関連について、1回目、2回目の学習の内容を深化させて“社会福祉権利体系（社会福祉としての利用者の利益のまとめ）”について学習する。 キーワード：社会福祉、人権、権利、判例	人権あるいは権利の用語の使い分け方、社会福祉の現場で日常的に使用している“権利”を法律上の用法に添って使えるように学ぶ。
6	社会福祉と法（各論） 1. 社会福祉法① 社会福祉法の概要	主要な社会福祉法（体系）制度について学習する。各種の社会福祉法（児童、高齢者、障害者など）に共通する、主として社会福祉行政の運営と管理に関する法律“社会福祉法（旧社会福祉事業法）”について学習する。関連法律として民生委員法、各種の国家資格法などを内容とする社会福祉の基盤や資源についても概説する。 キーワード：社会福祉法、措置、契約、権利擁護など	上記の昭和25年勧告内容を振り返りながら、社会福祉行政の運営管理の基本事項を確認しながら、民生委員制度や社会福祉事業に係わる関連法律についても学ぶ。
7	② 社会福祉と民事裁判	平成12年の法改正で、福祉サービスの利用制度として契約方式が導入された。社会福祉と契約との関連性について学習する。 キーワード：社会福祉、契約	社会福祉は公法（国家と個人との関係規範）、契約は私法（個人と個人との関係規範）である。両者の関係をどのように扱うのかについて学ぶ。
8	2. 生活保護の概要	生活保護法の概要を学習し、併せてホームレス自立支援法の概説も行う。 キーワード：生活保護、就労、ホームレスなど	憲法が保障する「健康で文化的な最低限の生活」を具体的に定めている生活保護法を学びながら、それらの“健康”とか“文化的”とか“最低限度”の意味を考えながら学ぶこと。
9	3. 老人福祉法の概要①	高齢者の国連原則の逐条概説と老人福祉法の規定との関連性について学習する。 キーワード：高齢者の国連原則	老人福祉法の理念は、高齢者の国連原則の各条の反映で、同じものである。我が国の老人福祉論の多くは、老人福祉法の解釈について制度と実践の視点を混同したものが多く見られる。社会福祉は制度と実践の車の両輪、と言う意味を考えながら学ぶこと。
10	3. 老人福祉法の概要②	老人福祉法の概要と介護保険法との関連及び介護保険制度のしくみや権利性について学習する。 キーワード：介護保険法など	老人福祉行政は、老人福祉法と介護保険法を中心として執り行われている。二つの法律の関係や高齢者の国連原則を読解しながら、我が国の高齢者福祉制度・政策の在り方について考える視点を持って学ぶこと。

回数	テーマ	学習内容・キーワード	学びのポイント
11	4. 障害者福祉法の概要①	障害者の権利条約と我が国の障害者福祉法制度との関連について学ぶ。特に、権利条約批准以降の国内関連法の改正動向と意義について学ぶ。 キーワード：障害者の権利条約、社会参加など	障害者の権利条約は我が国国内関連法律の改正に大きな展開をもたらしている。条約の条項目と児童福祉法の条項目とを一覧表にして比較する意識を持って見比べてみる。
12	4. 障害者福祉法の概要②	障害者福祉は、身体障害者、知的障害者、精神障害者のそれぞれの法律が制定されている。併せて障害者基本法、障害者総合支援法の概説と上記三つの法律との関連について学習する。 キーワード：障害者福祉三法、障害者総合支援法	障害者総合支援法によって身体、知的、精神の各障害者福祉行政として給付するサービスの内容および提供の方法などが一元化されている。特に、老人福祉法と介護保険法との関連と比較して学ぶこと。
13	5. 児童福祉法の概要①	児童の権利条約に至る国連宣言などと我が国の児童福祉法制度について学ぶ。 キーワード：児童の権利条約、児童の最善の利益など	ジュネーブ宣言から始まり、権利宣言、権利条約と児童の権利に関する国連（連盟・連合を通じて）と我が国の児童の生育環境について比較しながら学ぶこと。
14	5. 児童福祉法の概要②	児童福祉法の概説と併せて母子寡婦福祉法の概説を行う。 キーワード：児童福祉法、母子寡婦福祉法など	児童といわゆる“大人（成人・者）”との関連について考えながら制度を学んでみる。
15	6. 社会福祉と虐待法	現在、児童、高齢者、障害者のそれぞれの虐待防止法が制定されている。それらの概説と虐待防止法と社会福祉との関連について学習する。 キーワード：虐待と社会福祉など	一口に“虐待”といっても、どのような行為が虐待行為に該当するのか、その判断の基準や考え方について学んでみる。

■レポート課題

※本科目の論述式レポートは、それぞれ別の提出台紙に貼り付けて提出してください（2冊必要）。

1 単位め	戦後（昭和20年8月15日以降）改正施行されたわが国の社会福祉関連法制度について、現在までの主要な流れについてまとめなさい。
2 単位め	「TFU オンデマンド」上で客観式レポートに解答してください。
3 単位め	「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」とは何かについてまとめなさい。
4 単位め	「TFU オンデマンド」上で客観式レポートに解答してください。

※提出されたレポートは添削指導を行い返却します。

■アドバイス



テキストの歴史の部分を精読して、まとめてみましょう。



教科書をよく読み、「TFU オンデマンド」上で客観式レポートに解答してください。



テキストの老人福祉法の解説を精読し、老人福祉施設についてまとめながら、法令集（社会福祉六法：福祉小六法＝中央法規やミネルヴァ書房などから発行されています）に載っています上記「基準」の内容を読み比べてみれば、まとめることができると思います。また、「基準」を設けることの意義について考えてみましょう。基準の法的性格についても考えてみましょう（基準については法令に規定されていることが大半です）。

科目修了試験

■評価基準

それぞれの設題に対する記述内容の正確度が最も大切ですが、法律文章としての完成度も評価の対象として考えます（例えば、人権や権利の用語を、法律用語として適切に使用できているか）。